

第1回ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成20年9月25日（木）19時～21時55分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合大会議室
- 3 委員出欠 出席8名
 - ・出席委員 寺嶋均委員（副委員長）、野本修委員、松井邦雄委員、山口直也委員、山本和夫委員（委員長）、藤川雅志委員、井上稔委員、高畑智一委員
- 4 ふじみ衛生組合 清原慶子管理者、長友貴樹副管理者、河村孝参与、中根義雄参与
事務局 内藤和男、深井恭、大木和彦、荻原正樹、齋藤順計、木村晴美、田中實
財団法人日本環境衛生センター 藤吉秀昭、岡田光浩、速水章一、秋月祐司、藤原周史、原田晃宏、寺内清修
- 5 傍聴者 7名

【議事次第】

- 1 開会
- 2 委嘱式
- 3 管理者あいさつ
- 4 副管理者あいさつ
- 5 委員自己紹介
- 6 要綱の確認
- 7 委員長選出
- 8 委員長あいさつ
- 9 副委員長選出
- 10 副委員長あいさつ
- 11 議題
 - (1) 新ごみ処理施設整備に係るこれまでの経過について
 - (2) 事業者選定スケジュールについて
 - (3) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針（案）について
- 12 確認事項
 - 次回事業者選定委員会の開催日程について
- 13 閉会

【配布資料】

- 資料1 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会委員名簿
- 資料2 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置要綱
- 資料3 新ごみ処理施設整備に係るこれまでの経緯等
- 資料4 新ごみ処理施設整備実施計画 平成20年3月

- 資料5 事業者選定スケジュール
- 資料6 実施方針（案）
- 資料7 実施方針（案） 重点検討事項
- 資料8 売電等による収益の考え方

【会議録】

午後7時 開会

- 1 開会
 - 【事務局挨拶】
- 2 委嘱式
 - 【委嘱状交付】
- 3 管理者あいさつ

清原管理者：皆様、改めましてこんばんは。本日は、皆様、大変ご多用の中、新たに設置することといたしましたふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。また、本委員会の設置に当たりまして、私どもから委員へのご就任をお願いいたしましたところ、ご快諾をいただきまして、ほんとうにありがたく思います。

さて、このふじみ衛生組合は、三鷹市と調布市が共同で平成25年度の稼働に向けまして、新ごみ処理施設整備を進めるべく、今大変重要な時期に差しかかっております。これまで両市は不燃ごみの処理、そして資源化の取り組みを共同で実施してきております。その両市が改めまして可燃ごみの処理につきまして、総合的にふじみ衛生組合で進めることといたしました。

その上で、平成18年3月に新ごみ処理施設整備基本計画を策定いたしました。この中で、事業主体はふじみ衛生組合が担うこととし、平成20年3月にさらに具体的な新ごみ処理施設整備の実施計画を定めました。後ほどご説明をさせていただくものですが、中でも特に重要な内容といたしまして、事業方式について方向性を決めました。それは、公設民営をはじめとしまして、いわゆるPFI的手法について、この実施計画を策定する上で深い検討を行いました。

第1に、事業に対する信頼性の視点を尊重するということと、第2に、施設稼働開始の确实性の視点を置くということ、そして第3

に、財政支出を低減するという視点を置くことから、私たちといたしましては、この正副管理者がともに公設民営方式であるDBO方式がふさわしいのではないかと意思決定をいたしました。

言うまでもなく、私たちの日常生活においてごみというのは、残念ですが、出さないではいけないものです。しかし、地球温暖化が大変重大な問題になっている今、私たちにとりまして、何よりも地球環境保全に結びついたごみ処理の取り組みを推進しなければなりません。

そこで、やむを得ず処理せざるを得ない可燃ごみ処理につきましては、市民の皆様へ減量をお願いするにしても、最善の方式で共同して新ごみ処理施設を整備したい、あるいは運営をすべく取り組みを進めたいということといたしました。

したがって、この新ごみ処理施設整備事業を平成25年度に見事に稼働させるためには、今この時期、委員の皆様へ最大限のご協力とご活躍をいただきまして、新ごみ処理施設整備・運営事業者の選定をすることが求められております。

ご多用の中、短期間での取り組みをお願いせざるを得ないこと、ほんとうに恐縮でございますけれども、三鷹、調布両市民の安全で環境に適切な、むしろ最適な施設を整備し、運営する事業者選定におきまして、皆様のご尽力を心からお願い申し上げます。

この選定委員会の第1回目に当たりまして、いま一度お引き受けいただきましたことに、心から感謝申し上げますとともに、委員の皆様へ私ども全幅の信頼を置かせていただき、皆様の真摯な取り組みを尊重させていただきたく思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。ほんとうにありがとうございます。

4 副管理者あいさつ

長友副管理者 : 副管理者、調布市長の長友でございます。よろしくお願ひいたします。

三鷹、調布両市の共同事業による新ごみ処理施設整備の建設に関しまして、これまでの歩み、そして今後の方向につきましては、今、清原管理者がご説明されたとおりでございますので、あえて私からつけ加えることもございませんけれども、一言だけということでございますので。

今日こちらへ参りまして、改めて始まる前、この資料を繰っておりましたけれども、時系列で書いてあるこれまでの取り組みに関して、私自身もそれなりの感慨を思っております。私が市長になって取り組んでからまだ6年強でございますので、全体を詳細に立ち会

って把握したわけではございませんけれども、やはりこの6年の間、私自身にとりまして、調布市にとりまして、常に最重要案件の1つである、その位置づけが変わったことはございません。

ご参集の皆様はご存じかと思いますが、私どもも可燃の処理場は持っておりました。過去形で言わざるを得ないわけでございますけれども、他の2市と共同の処理場を持っておりましたけれども、昭和40年代の初頭から使い始めたというまことに全国的にも甚だしい老朽化の進んだ処理施設ということで、一刻も早く危険性を回避するために取り壊さざるを得ないということになったわけでございます。組合自体は解散しておりませんが、施設は解体となったという現状でございます。

ということは、とりもなおさず、今私ども調布市にとりましては、パートナーである三鷹市、その他の多摩の近隣市のご好意により処理をさせていただいているというところ、遅滞なくこの計画を完遂させなければいけないという、そういう思いはまたなおさら募ってきているわけでございます。

そのような意味で、立ちどまることの許されない、後ろを振りかえる余裕もないという中で、私自身も自分で士気を鼓舞するような形で誠心誠意、本件に当たっていきたくと。今日の委員会でもまた1つの新たな区切りを迎えたということで、私自身も感ずるところはございますけれども、今後ともひとつ皆様方によりよい意見を昇華させていただきたいということをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

5 委員自己紹介

6 要綱の確認

7 委員長選出

満場一致で山本和夫委員が委員長に選出された。

8 委員長あいさつ

9 副委員長選出

山本委員長の指名で寺嶋均委員が副委員長に選出された。

10 副委員長あいさつ

11 議題

(1) 新ごみ処理施設整備に係るこれまでの経過について

【事務局説明】

山本委員長 : ごみが減量化してきているとのことだがどの位か。今後も続きそうか。

事務局 : 三鷹市、調布市ともにこの10年間で約1割の減量を達成してい

る。ごみ量の減少とごみから資源へのシフトが行われているため、可燃ごみ・不燃ごみの量はさらに減量が進んでいる。そのため、288トンに施設規模を縮小した。

(2) 事業者選定スケジュールについて

【事務局説明】

- A委員 : 契約協議が民間事業者を決定してから4カ月くらいあるが、この内容がよくわからない。
- 事務局 : 今回は20年間の運営管理を一括して契約することから、事業者決定の時点ですべてが決まっている訳ではない。最終的に詳細を詰める必要がある。あとは、契約の相手となるSPC(注...SPC:ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと)を設立してもらうことになる。SPCと運転管理契約を結ぶが、SPCが設立されてから契約するため時間がかかる。
- B委員 : 多分、契約協議の協議という言葉が若干紛らわしいので質問が出たと思う。今回は性能発注なので、提案にバリエーションがあることが考えられる。提案自体も契約の一部を構成することになるが、どうしても審査の期間に確認しきれないところを十分明らかにするため、通常の契約行為よりも若干の時間がかかると考えてもらえばいいと思う。
- 山本委員長 : 平成25年度に新ごみ処理施設が稼働するためには、最終的な期限はどこにあるのか。
- 事務局 : 21年度中に契約することが必要である。このスケジュールを外すと、全体の工期に遅れが出る。

(3) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針(案)について

【事務局説明】

- 山本委員長 : スケジュールは何を議論すればいいのか。
- 事務局 : 落札者が決定したら、すぐに契約の相手方であるSPCを設立してもらいたいと考えているが、落札者にとってみれば、SPCは施設が稼働した後の運転管理をする会社なので、会社を早く立ち上げても、実際に仕事があるまでに3年間空いてしまうことになる。落札者は、早く立ち上げるほど、費用負担が大きくなるのか、意見をいただきたい。
- また、仮契約の締結だが、落札者が例えば8月に決定すると、仮契約まで3カ月ということになる。一般的にこの位の期間で契約が可能なのかどうか、意見をいただきたい。
- 山本委員長 : 実施方針は、後から変更できるのか。
- 事務局 : 公表後の修正、変更が可能である。

B 委員 : まず、落札者が決まってから3カ月間位の契約期間、協議期間についてだが、本当の協議というよりむしろ調整に近い協議なので、3カ月もあれば多分十分と思う。他はもっと短期間でやっている例もある。

次に、SPCは運営維持管理について責任を持つ主体であり、運営主体が要望・意見を言うのは当然想定されるので、速やかにSPCを設立して、設計の時点から活躍してもらおうということでもいいと思う。通常、SPCは他の事業をやらない会社なので、財務を普通の会社よりも厳しくモニタリングするということが行われているが、最初のうちはそこまでは厳しくしなくても、実際は本格稼働の後からでもいいと思う。

C 委員 : 仮契約から契約までの間に、審査の過程で出てきた提案書についてははっきりしないところは確認をしたり、あるいは質問して回答をもらうなどの過程で、設計調整的な要素自体も文書で残すような形で、契約条件の一部にしていく必要がある。そういうことを民間事業者が決定した後、仮契約までにどれだけ整理していくかだと思う。そういうことを行うのにどの位かかるかだが、2カ月なら2カ月でやらざるを得ない。できると思う。

あと、SPCを設立した後、施設ができるまで3年間位、ただ会社を置いておくだけになるので、企業側はいろいろ経費がかかるとか、不満があると思う。経費を安くする、維持していく方法は何かないのか。

D 委員 : SPCを設立して、コストで問題になるのは多分資本コストだと思う。今回の実施方針を見ると、SPCの最低資本金に関する条件がなく、そのかわりに、保証金で担保するということである。SPCの資本金が例えば1億要求するとか、3億要求するとか、それなりの資本金を最初から要求するのであれば、結局3年間事業ができないわけだから塩漬けになって、その分の調達コストがかかる。これは非常に重要なコストであるという話になるが、今回、自由に資本金も民間事業者それぞれが提案できるといった場合、例えば、うちは1億円をリスクに備えてリスクバッファとして設けておくといった場合、それをその設立時点で要求するのか、そうではなく、稼働時まで増資をすればいいという形にすれば、それほど資本コストは生じないと思うので、そういうやり方はあると思う。

山本委員長 : 今の委員の皆さんの話だと、このスケジュールの形でいいのではないかということだが、他に何か異論あるか。

D 委員 : 特定事業の選定の公表は10月ということになっているが、次回

の委員会で実際に特定事業の選定について審議をするとすると、公表はもう少し遅くなるのではないか。あと、選定に関する事前の前提条件、VFM（注...VFM：バリュー・フォー・マネー 支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する考え方のこと）は、次回の当日にその審議をするのか、それとも事前に前提条件を整理したものを示してもらえるのか。

事務局 : スケジュールを考えると、次回の委員会で前提条件を示していたのでは公表の時期はかなりずれ込んでしまうので、前提条件ができた時点で事前に資料を送付して意見いただきたいと考えている。特定事業の公表は早くても11月になる。

山本委員長 : 実施方針の公表も遅れるのか。

事務局 : 実施方針の公表も10月になる予定である。

山本委員長 : 大体のスケジュールどおりで進めていくとのことである。2番目の売電収入等の取り扱いに関して、何か意見あるか。

D委員 : 資料8の「公共にとって売電収入という収入があるため、収入の実感がある」と、これは感情的な話だと思うが、これがどういう意味を持つのか判らない。民間事業者に100%帰属させた場合に、公共の場合はインセンティブが落ちるのかという話になるので、よく判らない。

事務局 : これはインセンティブというよりも、市民に説明がしやすいということで、実際にお金の面でのメリットはないと考えている。

D委員 : 実施方針7ページの「売電収入は組合に帰属すること」とした場合、運営事業者が幾ら効率的に熱回収して、効率的に発電しても、何の実入りもない。そうした場合に、結局、発電効率下がってしまうと、ディスインセンティブになる気がして違和感がある。

事務局 : 民間事業者に収益を帰属するとすると、リスクは民間事業者が負うようになる。一方で、組合に帰属するということになれば、組合がリスクを負わなければならない。要するに、民間事業者が一生懸命発電しなくても、その分は組合に収入がないだけで、民間事業者は痛くもかゆくもないということになるので、その点について非常に危惧している。組合に帰属するのではなく、できれば民間事業者と組合とで配分する方向へ持っていけないかと考えている。

C委員 : 資料8で、「売電単価の変動（大幅な低下等）」と記載されているが、資源エネルギーのコストが上昇傾向にある中で、売電単価が大幅に低下することは考えにくいと思われる。ここでは考慮する必要はないと感じる。

E委員 : エネルギー事情がどのように変化するか非常に難しい点である。

デメリットとしてこれを挙げた。それと、行政側がきちんとした資本投下をするので、「売電収入は組合に帰属すること」とするのがスタンダードな考え方であるというのが、まず行政の側としてある。しかし、DBOを選択したということは民間活力を生かすということなので、民間がいかにして効率的にやるかだと思う。そうすると、今の事務局でも説明したとおり、ここでは「帰属すること」と書いてあるが、もう少し一歩進めて、「民間事業者と組合で配分」のようにインセンティブが働く仕掛けが必要だろうと考えている。このようにやっている団体が出てきたので、参考にして踏み込んでみたいと思っている。

B 委員 : 今までいくつか案件をやってきて、両方のケースがある。民間に帰属する考え方で、民間としてもリスクをヘッジするようかなり考えたやり方を提案しているケースもある。逆に、公共に帰属としてかなり電力料金を低く見積もってきたケースもある。民間事業者に帰属させた場合、それほどのデメリットが生じるわけではないと、これまでの結果から考えている。

山本委員長 : 民間事業者と組合で配分する場合、配分比率は後で決めることになると思う。ある程度スタンスを広くとるためには、両方の余地が残っているような、そういう表現が基本方針であってもいいと思う

C 委員 : 公共にとって売電収益があると収入の実感があるというのは、確かに感情的というか、受けとめ方の判断の仕方であると思う。この部分は、組合で行政判断として決める領域の問題だと思う。今まで売電収入は事業者側に帰属するというケースが多かったと思うが、収益があるという形で政策的に打ち出したいのであれば、行政判断としてそういう打ち出した方をするかを割り切らないといけないと思う。この委員会でいろいろ尋ねられても、最後のところ、そういう感情的に感じているところを委員としてどうでしょうかと言われても、答えようがなかなか難しい。

A 委員 : 財務的、契約的に、こういう半々のインセンティブというか、1つは行政判断、1つは半分のインセンティブというのは、トータルのVFMに影響してくるのかよく判らない。

C 委員 : 先ほど、リスクをヘッジするという話が出たが、新しいヘッジの仕方を編み出して、事業者選定の過程の中でそれが有力な事業者選定の要素になったという事例もある。この問題は感情的な要素から決めるということはどうなのかと思う。

F 委員 : 民間事業者に帰属した場合のメリットというのをきちっと説明し切れるかどうかである。今まで売電で収入があるということを市民

の皆さんにも言ってきているので、それが事業者に帰属することになると、その説明とうまく整合性がとれないところもある。民間事業者に帰属しても、それが全体のコストとして今回の事業にとってプラスだということをきちんと説明できるかどうか。行政としては自分のところに実入りがあったというほうが見えやすいので、この辺が実際どうなのかということが知りたい。

D委員 : 入札時に売電収入を見込んで実際に提案価格を下げるという形であれば、結果的に市としても組合としてもメリットはあるのだから、そこはきちんと売電収入も見込んで提案価格を入れるという条件にすれば、民間事業者に全部帰属させても問題ないと思う。

それと、実施方針が今後、要求水準書を作成する上でのベースになり、特定事業の選定のベースとなる。そうした場合に、今、売電収入を組合に帰属するのか、それとも民間事業者に帰属するのか、揺れている状況なので、今回はVFMを計算するときには、要は公設公営方式であっても、DBO方式であっても、今回、売電収入は同じで見て計算するということがいいのか。

事務局 : 現時点でこの辺が見積もれないということであれば、売電収入についても同じでVFMを出さざるを得ないと思っている。

D委員 : 民間事業者に帰属するとして民間事業者の自己収入になるとした場合、それを提案価格に反映させるという形になれば、公設公営方式に対して、民間事業者であれば、これだけの発電効率を高めて、収入が増えて、その分、提案価格が減るからライフサイクルコストが下がるという議論にはなると思うが、とりあえず今回はニュートラルでやるということか。VFMの計算に当たっては影響を与えないということがいいか。

事務局 : 今現在では、そうせざるを得ないと思っている。

山本委員長 : 行政の意思表示がどれだけあるかにかかってくると思う。

G委員 : 議論になっているように、民間側のインセンティブを働かせなければならぬと思う。市民は、民間は発電能力を高めるために必要ないものも燃やしてしまうのではないかと、非常に恐れている。そういう不信感がどうしてもある。そこをどう抑えていくかとなると、ごみ量を燃やしたときの売電量を推計して、そこより増えた場合、例えば、ある一定量の売電収入に関しては公共に帰属し、増えた分については民間のインセンティブであると。ごみ量は年間この位と推計するので、その中でどううまく燃やして発電効率を高めるか。高めたことによって、収入は民間事業者のものにプラスアルファになるというような仕組みができれば一番いいと思う。

- C 委員 : 一般の運転状況で、企業の運転のうまさによって何%かというような区分けはできるのか。
- A 委員 : 若干は出てくるとは思う。
- E 委員 : 売電収入を年間1億ほど見込んでおり、20年間で最低限財源として20億を見込んでいる。それよりも、収入として見込んだ上の、電力の供給が高くなって売電収入が上がった分の収益部分を配分してインセンティブを与えようかということを考えている。行政側が監視して、燃焼もコントロールしながら高効率発電を目指して収益も上げていくという考え方と、収益を上げることについては民間に任せて、民間が現場で知恵を出し合いながら、相当細かな努力をしながら収益を上げていくとすれば、現場の事業者のほうに任せたほうが相当効率的だろうという考え方がある。その辺のインセンティブを与えるためには、ある程度収入を配分するという考え方がインセンティブとして働くのではないかとシンプルに考えている。
- C 委員 : 設備、タービン発電機など、どういう状況で動かすと一番発電効率が高いかは設計の段階である程度決定されていると思う。それを運転技術でどの程度高められるのか。機械側では発電自体は蒸気量がたくさんある時は最高のレベルで常に一定であり、そこには工夫の余地がない。工夫するとしたら、昼間の電気単価は高いので、昼間は少し照明を暗くするとか、あるいは建築設備の電力を落とすような形にして売る電気を増やすとか、そういう感じの要素が強いのではないか。
- A 委員 : 蒸気量が変動しないように民間の努力で工夫し、安定性を高めるといのは、できないことはないと思う。発電効率を上げるために、蒸気を小まめに監視しながら、外気温と見比べながら、自動制御の枠を超えて発電できないかだが、できないことはないと思う。行政側として、住民感情を踏まえて、売電収入はもうVFMから外す、行政側が全部やるという政策判断もあると思う。
- 山本委員長 : 売電収益を民間事業者と組合で配分する案は、VFMが大きく損なわれる可能性があるのか、その点はどうか。
- B 委員 : 経験した範囲で金の話だけ言うと、一番違うのは多分売り先だと思う。電気の売り先をどうするか。現在、エネルギー事情はこういう環境なので、エコエネルギーはかなり重要視されており、リサイクルのエネルギーを高く買ってくれるところはかなりある。その部分を自治体が自分でやるのか、あるいは民間にやらせて、そのかわり委託費を下げようとするのかである。
- 山本委員長 : 行政としては、民間に任せるだけではなく、バイオマスの発電に

- 関して、行政のパブリックな利益として努力して上げていきたい意思表示でもある。責任を持つという意思表示でもあるかもしれない。
- C委員 : 売電収益を民間事業者と組合で配分するとなると、実施方針の表現を検討しなければならない。どうやって配分するのも議論しなければならない。
- 山本委員長 : この配分は、実施方針の中できちんと数字で出さなければならないのか。
- C委員 : 収益の大部分が組合とすると、この案件に手を挙げる魅力、インセンティブは落ちる可能性がある。組合側でエコ電力を高く買うところを探して、最終的な要求水準書の段階までに話をつけて、ここに書き込めるか、そういうことも考えないといけないかもしれない。
- E委員 : 民間事業者と組合で配分の方角で行けるかどうかの政策判断について、また取りまとめていきたいと思う。
- 山本委員長 : 次の論点だが、落札者の決定方法等に関して何か意見あるか。
- C委員 : 総合評価一般競争入札と資料7に書いてあるが、資料5だと公表資料の作成に、「優先交渉権者の決定後」という表現になっている。これだとプロポーザル方式を採用するというような意味合いになる。総合評価一般競争入札でいいと思うが、そうすると資料5の表現は修正したほうが良い。
- 事務局 : 資料5の については「落札者」と修正する。
- A委員 : 総合評価一般競争入札の中で、基礎審査と非価格審査・価格審査の2段階で絞り込んでいく手法をとっているが、この内容を教えてほしい。
- 事務局 : 資格審査を最初に行う。これは、最低限、入札に参加すべき事項をクリアしているかどうかで、細かい点については問わない。そこで条件が整っていなければ失格となる。条件を満たしていれば、通常の提案書を提出してもらうという流れになる。要求水準書を満たしているかどうかで1回足切りをする。
- 山本委員長 : 入札方式は総合評価一般競争入札でいいとして、他に何かスケジュールに関して意見あるか。
- A委員 : 工事契約後に確認申請を3カ月としているが、これはかなり厳しいスケジュールである。
- 事務局 : プラントの設計等をずらして、建物の設計を優先するというような手法によって、できる限り前倒ししていきたいと思っている。
- G委員 : 都市計画上の高さ制限の件で特例の許可を求めていく予定である。この際に確認申請の事前の細かい手続等も行う予定なので、実際は平成22年3月から始まっていると考えてもらえばいいと思う。

B 委員 : 競争的対話とはどんなことを想定しているのか。

日本環境衛生センター :

提案審査の前に、民間事業者と自治体の双方でこの事業の持っているリスクにどんなものがあるか、それを解消する手段をどう考えているかといった対話を一度やってみたほうが良いということで、提案している内容である。

C 委員 : 通常は提案書と一緒に入札書を提出すると思うが、競争的対話ということで、提案書に変更的、あるいは追加的な要素が出てきたりした場合に、最初の入札書自体でいいのかという問題が出てくると思う。

事務局 : 金額が変わる可能性があるのであれば、提案書と一緒に参考見積をとって、その後修正をかけた後に札を入れてもらうという方法もあると考えている。

山本委員長 : 次に4番目の案件、応募者の参加資格要件について何か意見あるか。

D 委員 : 実施方針の10ページ(7)について、これを実際に審査するのは資格審査の段階で審査するのか。どのように審査するのか。

事務局 : 応募企業、応募グループを構成するメンバーを明らかにしたいと考えているが、事務的な手続が非常に大変なので、問題無ければ削除したいと考えている。

C 委員 : 最初の資格審査の過程からプラント企業と建設企業1社を特定して組んで応募する形で事業が進行していくと、整備費用、建設工事費がかなり上がる傾向が想定されるかと思う。工事をやってもらう時に、1,200点以上の建設業者が決まればいいわけで、最初の段階から組んで応募しないでもいい、プラント企業グループだけでも認めるといった形の承認にしておいたほうが良いのではないかと。

E 委員 : どういう線引きをすれば公平公正さが保てるか、力量のある企業を浮かび上がらせることができるか。建設物の施工を行う企業は総合評価値が1,200点以上、プラントの設計であれば1,000点以上、1炉100トン/日の規模で発電設備を有する施設において経験が3年以上あることなど、こういう要件のフィルターを通れば、ふるいとして十分なのかどうかお聞きしたい。

C 委員 : 資格要件としてはこれで十分だと思う。建設業者を組み合わせるタイミングを参加資格要件という形の段階で組み合わせて提出させる必要があるかどうか問題だと思う。それは、この段階で特定の建設企業1社と組んだ場合、建設工事費がかなり高めになる可能性がある。経済性を考えると、実質的に1,200点以上の建設業者が選ばれる

のなら、資格審査の過程であえて組ませて提出させる必要もないのではないかと思う。

B 委員 : 確かに経済性の面からはそうかもしれない。多くの自治体がゼネコンの名前はブランクで入札しているとのことなので、おそらくそういうやり方でも法律には反しないと思う。ただ、昨今、公共工事の適正化法という法律ができて、丸投げに近い下請けは制限しようという方向が最近では多分多くなっているということからすると、今回おそらく建設費用が3割ぐらい占めると思うが、その部分をブランクで入札させていいのか、妥当かどうかという話は多分残ると思う。

C 委員 : 最近の他都市の事例では、談合騒ぎの余韻で、せっかく組み合わせて出てきても途中で建設業者が指名停止ということがあったりしている。そこで組みかえだとかという煩雑な事柄も起きたりしている。最終的には1,200点以上の優良な建設業者が下請けで組んで仕事をやるということさえはっきりしておけば、必ずしも最初から組み合わせをして届け出させるような形のことはいらないと思う。

山本委員長 : 組み合わせた後で結果的に指名停止になって、組みかえなければいけないという事態は非常事態のような話だと思うが、それを組みかえることは煩雑であっても可能なのか。

事務局 : 実施方針の中では、組合が認めた場合に限って可能としているが非常に難しいところである。一般的には、三鷹市や調布市の場合、基本的に指名停止の業者は認めない。一部の業者が指名停止であれば実際に組みかえは可能だと思うが、まとめて何十社とかが指名停止になると組みかえも不可能ということになると思う。

C 委員 : 万が一、指名停止が起きた場合に、その提案書自体がプラント企業と建設企業の2社でつくった形に形式的にはなっている。すると、やり直しになる恐れがあるかどうかである。事務局としてどのように行政判断するのだが、やり直しとなると間に合わなくなる。

E 委員 : いざ契約となったら契約の相手先が指名停止になっていたということは本当に起こり得ることである。プラントメーカーの責任において企画書ができ上がって、提案があって、それに付随する建築部分については自由度があって、そういうところが後で選べるということのほうが安全なのであれば、そういう方法も採用しなければならないと思っている。

A 委員 : 建設会社をJV的に必ず入れなくてはならないということではないと思う。1,200点以上の施工実績を持っている業者を下請けとして使いなさいという事例はかなりある。JVが透明性あるという

ことでもないと思う。契約上の範囲の中でそういうプラント一括、ゼネコンは下請けということが許されるのであれば、いいと思う。

E 委員 : JVという形にこだわらないで、フレキシビリティを上げていくというふうにメリットがあれば、やはりそれを視野に入れながら最終的な決断をしていきたいと思う。

C 委員 : JVではなくても、参加資格の段階でプラント企業と特定の建設企業等が下請けとして協力企業として決めて出してもらおうという形にした場合も、実質的にはJVと同じような形での弊害が出かねないと思う。参加資格の段階、手を挙げる段階では建設企業を決める必要性まではないのではないか。契約締結した後で、下請けを1,200点以上の優良な建設企業と組んで仕事をやる形で申請してもらえば実質的には変わらないと思う。

事務局 : 応募時は協力企業を明らかにすると書いてあるので、このままの実施方針ではJVであろうがなかろうがすべてパートナーは明らかにするとなっている。

山本委員長 : 応募時に必ずしもこういう構成を明らかにしなくても資格要件があるから、それは十分実施する上で事業が担保されているはずだと。そうすると、明らかにすること自体が事業者の選定において何も影響しない。するかしないかに関しては実質的には何も影響しないという観点で考えていいか。

B 委員 : 建設費が約150億なので、おそらく建屋の部分で2割から3割程度、30億か40億の工事になる。それを名前なしで発注しているのか、疑問が残るのではないか。

山本委員長 : この選定の手続の中に説明性、透明性が欠ける恐れがあるのではないかという指摘だが、この辺はどうか。

D 委員 : 最終的には組合で判断すればいいと思う。

C 委員 : 11ページで清掃施設工事に係る経営審査結果の総合評定値で1,100点と1,000点ということで会社の数が違ってくという説明があった。他の都市の資料で経営審査指数を順番の資料を見たが、1,100点のところあたりで会社の体力、技術力、実績が随分違う。門戸を広げ、価格競争性を高めるという形で1,000点にしたのが今の案だと思うが、体力や技術力が明らかに落ちるグループのように判断されるので、結果的にはどうなのかとも思える。1,100点で切ってもいいのではないか。

A 委員 : 100トン以上で発電を有する施設の納入実績がある企業ということになると、1,000点以上で1,100点未満の企業は、ほぼ入らないと思うが、もし入るようであれば、1,100点にしたほう

がいいと思う。

山本委員長 : 実務、経験の観点から、1,000点でやると少し心もとない、そういうものが入ってくる可能性があるから1,100点でいいのではないかということか。

A委員 : 実績重視で選んで欲しい。競争性ということも1つの観点だが、都市型の清掃工場なので、実績を十分踏まえた業者選定を行いたいと思う。

山本委員長 : ごみ処理場を止めるわけにいかない、ベンチャー的なことをやられてもしょうがないということがある。

E委員 : 参加企業は多いほうがいいが、しっかりとした企業であってほしいということで、納入実績でフィルターをかけている。ハードルを上げると参加企業が少なくなるのではないかという心配があったが、今、意見を聞いて1,100点のほうがいいと感じている。

山本委員長 : 次に主要の契約条件について何か意見あるか。

D委員 : 実施契約書26ページの契約保証金と違約金というのは、25ページの契約条件のところではS P Cの最低資本金を要求しないということとリンクしていると考えていいのか。最低資本金をこちらで要求しないということであれば、会社法上の規定に従うということなので、会社法上1円となる。

E委員 : 1円ということは想定していない。ある程度出資をしてもらおうつもりである。

事務局 : 要求するかどうかは、今時点では決まっていない。

D委員 : 実際、資本金をある程度、例えば1億円と決めれば、逆に言えば契約保証金をとらなくてもいい可能性もある。それとの関係で聞いているが、例えば資本金について全く規定がなければ、資本金は1円でいいわけである。1円によければ開業費を支出して、開業費の部分は出資会社が貸付をして、その貸し付けたものについて金利をとって、開業費の償却費でS P Cが債務超過になる。

最終的に要求水準で要求するときには幾らというのはあると思うが、それとは別に大体どれ位の資本金だということはある程度想定しておかないとV F M計算ができない。

S P Cをつくるが、実際に運転とか維持管理は協力会社に委託する場合に、S P Cは実質ペーパーカンパニーである。ペーパーカンパニーの財務書類だけを提出させるのか。実際に運転している事業者とか、維持管理をしている事業者が財務的に困窮している状況というのを早目に把握しなければならないのに、S P Cだと組合からもらった金をただ委託先に払っているだけだから、財務的には健全

なはずである。それをただ見てもあまり意味がない。

- 事務局 : 指摘のとおり、文言の整理が必要と思う。
- E 委員 : そういう視点で明確にしてもらい大変参考になった。財務諸表も含めて、実質的に動いている部分についてどういうふうに監視していくかというのをご教授してもらえるとやりやすい。
- D 委員 : 簡単に言えば、実際に運転している事業者、維持管理をしている事業者も株式会社なので、少なくとも会社法上の財務書類、計算書類は作っている。その計算書類を合わせて提出させるということがまず最低限必要だと思う。
- それと、26ページの運営委託契約の契約保証金、違約金だが、募集要項で示すとなっている。これは大体どれくらいの規模を想定しているのか。
- 事務局 : 実際には現金という形ではなくて、保険をかけてボンドといったものになると思う。
- D 委員 : 最低資本金を幾らにするか、SPCに対してこちらが要求する資本金は幾らかということとボンドをかけるということの契約保証金という形の両方で財務健全性は担保するという理解でいいか。
- 事務局 : そうということになる。
- C 委員 : 現時点では金額をなかなか言い切れないが、募集要項などの段階までに事務局で決めるということか。
- 事務局 : VFMにも影響してくるので、早急に事務局で金額について検討したいと思う。
- D 委員 : 先ほども言ったが、そういう形で最低資本金についてSPCに要求するということと言うと、実際に資本金の調達コストがかかるので、その部分はSPC、要は3年間建物が建設されるまで寝かす状態なので、最終的にその資本金の充填を満たすのは事業開始何カ月前とか、何かしらそういう規定と合わせて最低資本金の規定を入れると事業者としても受け入れやすいと思う。
- 事務局 : そのような形で対応する。
- 山本委員長 : 要求水準書の公表について意見あるか。
- D 委員 : 要求水準書の公表の時期をいつにするかだが、7回の委員会の中で3回目に要求水準書を検討するのか。それとも次回、特定事業の選定の審議をする中で、それと合わせて要求水準書の下案を出してもらって、それを1回検討して持ち帰って、再度3回目ということで、2回、3回と2回連続で検討するのか。
- 事務局 : できれば次回特定事業の選定のときに案を示して、委員の皆さんにもう1回ご議論いただきたいと思っている

- D委員 : 公表の時期は1月になるのか。
- 事務局 : 正式な要求水準書は1月になるが、案についてはできるだけ早く公表したいと考えている。
- D委員 : 次回一応検討して、それを案として公表して意見をもらうとなると、11月早々に出すことになる。
- 事務局 : そのようにして、事業者の意見をもらいたい。
- C委員 : 要求水準書に念を入れて書いても、解釈の違いなど、本当に十分に書き切れているかどうか判らないものを、相手方からいろいろ意見なり、質問を出してもらう中で詰めていく。非常に高い金額、財政投資するので、契約前、最終的な事業者を選定する前に工事目的物をできるだけ中身を確定していくという行為は大事である。
- 山本委員長 : その他の点、全体的なところで何か意見はあるか。
- 事務局 : 実施計画書10ページの(7)を事務局としては外したいが、外すと何か不都合なことがあるか。
- D委員 : (6)で本体は他の応募企業または応募グループを構成できないとしているので、問題ないと思う。
- A委員 : 事業者選定委員会は7回開催予定だが、それぞれの回で何をやる予定なのか示してもらいたい。
- 事務局 : 文書でお知らせする。
- B委員 : 今日決まらなかった事項は、速やかに事務局で決めるという理解でいいか。
- 事務局 : 事務局のほうで早急に議論して、まとめたものを委員の皆さんに送るので、それについてまたご意見があればいただきたい。委員の皆さんに情報発信しながら、最後を詰めていきたいと思っている。
- 山本委員長 : 具体的にはいつごろまでか。
- 事務局 : 具体的には10月6、7日あたりには皆さんに意見をもらえるように発送したい。

12 確認事項

次回日程調整 : 10月28日(火)19時から

13 閉会

午後9時55分散会